

## 安中市パートナーシップ宣誓制度 群馬県との連携を開始しました

市は、令和3年4月1日から開始した「安中市パートナーシップ宣誓制度」についてさらなるサービスを提供するため、1月20日から群馬県との連携を開始しました。連携によって変更になる点などを解説します。

### 「パートナーシップ宣誓制度」とは？

お互いを人生のパートナーとして、日常生活で協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである二人に対して、市が宣誓した事実を証明する「パートナーシップ証明書」などの交付を行うものです。婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

この制度は、性的

マイノリティ（『LGBTQ※』が総称と

してよく使われます）の二人がパート

ナーシップを形成す

ることを尊重するも



### ※LGBTQとは・・・

- L** … レズビアン / 女性同性愛者
  - G** … ゲイ / 男性同性愛者
  - B** … バイセクシャル / 両性愛者
  - T** … トランスジェンダー / 心と体の性が一致しない人
  - Q** … クエスチョニング / 性自認と性的指向が決まっていない人
- クィア / 性的少数者の中立的な総称

LGBTQ以外にもさまざまな性（セクシャルティ）の人がいます。

### 何が変わったの？

#### 「県との連携のメリット」

○安中市の「パートナーシップ証明書」の交付を受けた人は、**電子申請や郵送などで県の宣誓も受けられる**（県庁まで行かなくてもよい）

○安中市で宣誓することで、**県の宣誓に必要な書類（住民票などの取得回数）が減り、時間と費用の節約になる**

○安中市で宣誓した人にも、**ぐんま結婚応援パスポート「コンパス」を無料配布する**（希望者のみ・申請が必要）

○市営住宅の申込みに加え、**県営住宅の申込みもできる**（県の宣誓カード所持者のみ）

○公立確氷病院における面会や手術の同意などの利用に加え、**県内30か所以上の医療機関でも同様のサービスが利用できる**（県の宣誓カード所持者のみ）

### 申請の流れ

- ①宣誓日時の事前予約
  - ②必要書類を持参のうえ、宣誓を希望する二人で来庁
  - ③本人確認、書類の確認
  - ④宣誓書に署名
  - ⑤証明書・カードの交付
  - ⑥県への交付申請
  - ⑦県からカードの交付
  - ⑧⑦は、県への申請希望者のみ必要
- 県への交付申請における**注意事項**▼
- ・市での宣誓時から、住所の変更がないこと
  - ・市の宣誓書（写）、宣誓カードおよび本人確認書類の添付が必要
  - ・交付申請は、県への郵送、電子申請または来庁（県庁）で行う



▲ぐんま結婚応援パスポート「コンパス」カード

### 市民・事業者の皆さんへ

本制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓した二人のパートナーシップの関係を尊重し、市として応援するものです。

この趣旨を十分にご理解いただき、本制度利用者が適切なサービス・対応を受けられるようご配慮いただきますよう、ご協力をお願いします。